

高齢者等を消費者被害から守るために

～地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置に向けて～

高齢者等の消費生活相談は、契約当事者本人からの相談は少なく、本人以外からの相談、例えば家族や福祉関係者等、高齢者等を周りで見守る方からの相談が多いという特徴があります。

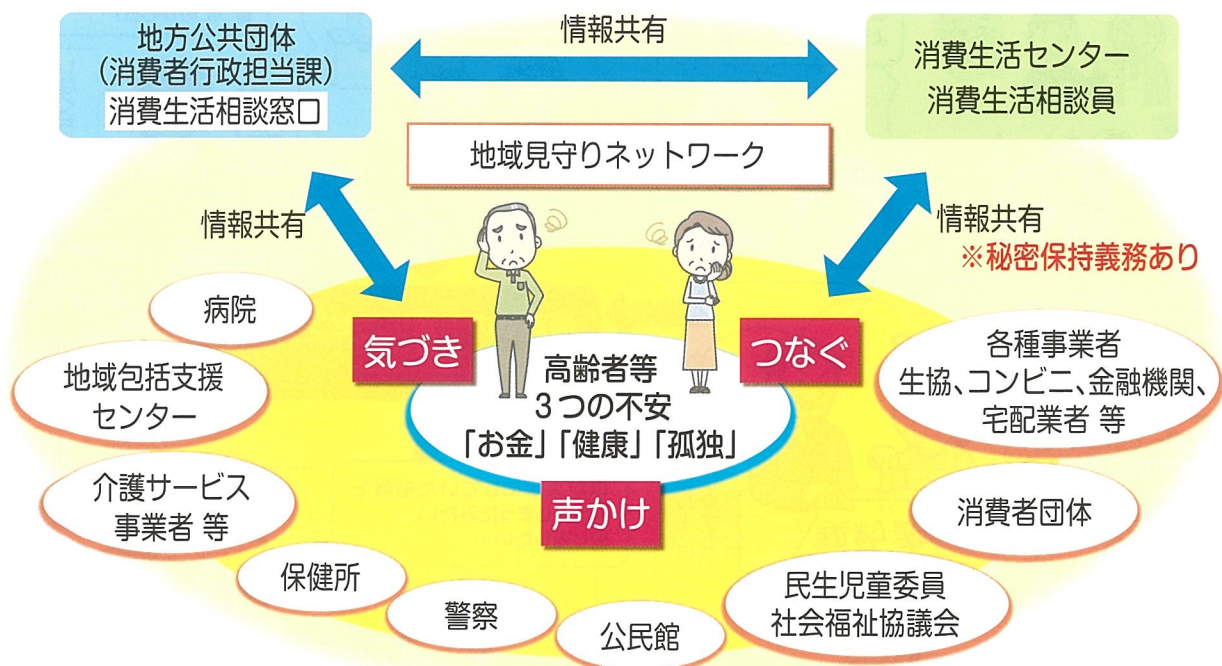
その理由は、トラブルに遭っているという認識自体が低いことや、自ら声を上げてSOS発信することが難しいこと等が考えられます。つまり、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止には、家族や知人、地域といった**周囲の方々の「見守り」と「気づき」**が大切です。



また、**確実に最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口**につなぐことも重要なポイントです。

周囲の方々が見守り、異変を感じた場合は、消費生活センター・消費者相談窓口、警察等の関係機関につなげる仕組み ―――― それが、「**地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)**」です。

<地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)のイメージ>



※地域の実情に応じた構成メンバー

地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)は、新たに組織を立ち上げる以外に、**既存の福祉のネットワーク等**に消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで構築することができます。

お問合せ先：山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-3101 FAX023-625-8186

